

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
有限会社ヤマト重機	徳島県三好市池田町州津乳ノ木1373

2. 指名停止措置期間

令和5年5月12日 から 令和5年6月11日 まで 1ヶ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

令和4年6月29日、徳島市内の建物の解体工事現場において、有限会社ヤマト重機の業務に関し、作業員に車両系建設機械を無資格で運転させ、別の作業員が当該機械に激突され負傷した。

このことから、徳島簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金の略式命令を受け、令和5年1月11日にその刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当する。

指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 半田 達也 (内線2511)

総務部経理調達課長 岡本 隆章 (内線6311)

○総務部契約課課長補佐 森崎 貴司 (内線2512)